高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年11月21日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．(1)の表中、「湯沢横手道路」を「東北中央自動車道（湯沢横手道路）」に改める。
１．(2)②チのうち、「湯沢横手道路」を「東北中央自動車道（湯沢横手道路）（以下「湯沢横手道路」という。）」に改める。
１．(5)②に掲げる表に次のとおり加える。

首都圏中央連絡自動車道 稲敷東インターチェンジの入口及び出口	令和７年11月29日から 料金の徴収期間が満了する日まで

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年11月21日　牛久市長　沼田　和利

１　対象となる特定空家等の所在地等
所在地　牛久市岡見町字上池台2733番地135
(1)　主である建物
構造　木造セメント瓦葺平家建
(2)　付属建物
構造　木造トタン葺平家建
２　所有者等に命じようとする措置の内容
火災後、放置された当該特定空家等に残存する残置物等を除却し、適正に処理すること
３　措置の期限　令和７年12月９日
期限までに措置が行われないときは、牛久市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が、特定空家等の除却並びに動産の搬出及び処分を行う。
４　牛久市役所の掲示場への告示
この公告の内容は、牛久市公告式条例（昭和29年条例第１号）第２条第２項に規定する牛久市役所庁舎前の掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年十一月二十一日

札幌市中央区南五条西三丁目一一番地
有限会社ピー・エス・エム
清算人　鳥海　眞

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年十一月二十一日

札幌市中央区南三条西三丁目一番地
有限会社アトラス
清算人　鳥海　眞

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

札幌市豊平区月寒東三条七丁目三番二〇号
株式会社ＢａｒｃｈＥ
代表清算人　長野　勇斗

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

北海道天塩郡豊富町字豊富大通四丁目
有限会社細川商会
清算人　細川芙美子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

岩手県西磐井郡平泉町平泉字大佐五一番地の一
有限会社千葉産業
清算人　千葉　俊昭

第28期決算公告

令和７年11月21日　東京都中央区新富一丁目12番２号
株式会社帝国データバンクビジネスサービス
代表取締役　後藤　雅夫

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,833,970	流動負債	749,944
固定資産	478,629	固定負債	593,420
繰延資産	135	**負債合計**	**1,343,364**
		株主資本	3,969,370
		資本金	50,000
		資本剰余金	1,506,000
		資本準備金	1,506,000
		利益剰余金	2,413,370
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,388,370
		純資産合計	**3,969,370**
資産合計	**5,312,735**	**負債・純資産合計**	**5,312,735**

(注)　当期純利益　388,961千円